問題6　一定の期間にわたり充足される履行義務① STEP5

企業の履行義務は，一定の期間にわたり充足される履行義務に該当するか説明しなさい。

＜事例(1)**＞（A）**

企業は月次の給与処理サービスを顧客に１年間提供する契約を締結した。

＜事例(2)**＞（A）**

①企業は顧客とコンサルティング・サービス契約を締結した。当該契約に基づき，企業は顧客に固有の事実及び状況に関する専門的意見を提供する。

②企業が約束どおり契約を履行できなかったこと以外の理由で，顧客が契約を解約する場合，企業に生じた費用に類似の契約から得る利益相当額を加算した金額を顧客が補償することが契約で定められている。

＜事例(3)**＞（A）**

①企業は多区画の住宅団地を開発しており，建設中の特定の区画について拘束力のある販売契約を顧客と締結した。契約締結時に，顧客は，返金が不要な預け金を支払い，区画の建設中に企業に中間支払を行う。契約には，企業が区画を別の顧客に使用させることを実質的に禁止する条件がある。また，企業が契約どおりに履行できない場合を除いて，顧客は契約を解約する権利を有していない。

②顧客が中間支払の期限到来時に支払を行うことができないことにより債務不履行となる場合に，企業が区画の建設を完了しているときには，企業は，契約で約束された対価のすべてを受け取る権利を有する。

解答6　一定の期間にわたり充足される履行義務① STEP5　　**折原レジュメ 24 章6節**

結論 **(A)**

一定の期間にわたり充足される履行義務に**該当する**。

理由

給与処理サービスは，仮に他の企業が顧客に対する残存履行義務を充足する場合に，**企業が現在までに完了した作業を当該他の企業が大幅にやり直す必要がない**ため，**企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて，顧客が便益を享受する**ためである。　(38 項(1))

同様の考え方を適用できる履行義務として，清掃サービスが挙げられる。

結論 **(A)**

一定の期間にわたり充足される履行義務に**該当する**。

理由

専門的意見は顧客に固有の事実及び状況に関するものであるため，企業が**別の用途に転用できる資産を生じさせず**，当該資産を別の顧客に容易に使用することは実務上制約されている。また，企業は，**現在までに履行を完了した部分について**，費用に合理的な利益相当額を加えた**対価を収受する強制力のある権利を有している**ためである。　(38 項(3))

結論 **(A)**

一定の期間にわたり充足される履行義務に**該当する**。

理由

企業は，**契約により所定の区画を別の顧客に移転することは禁止されている**ため，**企業の履行によって生じた資産は別の用途に転用できない**。また，顧客が債務不履行となった場合に，企業が約束どおりに履行を継続すれば，**履行を完了した部分を含む対価のすべてを収受する強制力のある権利を有している**ためである。

(38 項(3))

【ケーススタディ】

＜顧客の債務不履行時に契約を解約できる場合＞

＜事例(3)＞②を以下の通り変更する。

②顧客が債務不履行となる場合に，契約に定める支払の履行を顧客に求めるか，又は建設中の資産及び契約額の一定割合の違約金と交換に契約を解約することを選択することができる。

この場合，**企業は契約に基づく全額を受け取る権利を求めることも選択できる**ため，**履行を完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有している**。

(38 項(3))